

別表3 資格審査に係る提出書類（業種の追加申請用）

（全事業者共通）

（○：必要 △：該当する場合のみ提出 ×：不要）

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
-	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	以下の提出資料の一番上は、この一覧表としてください。
1	○	○	○	<p>① 申請する業種の全てについて、本社・本店が建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事入札参加資格審査申請書</li> <li>・申請業種等調書</li> </ul> <p>② 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を営業所に委任する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事入札参加資格審査申請書</li> <li>・申請営業所調書</li> <li>・申請業種等調書</li> </ul>	申請は登録済みのものを含めて6業種までです。
2	○	○	○	建設業許可証明書（写し可）	<p>許可の有効期間を経過し、申請日において、許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。</p> <p><b>※令和元年9月1日以降に発行されたものに限ります。</b></p>
3	△	△	△	<p>①建設業許可申請書の写し</p> <p>②建設業許可申請書別紙（営業所一覧表）の写し</p> <p>③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可行政庁等の受付印のあるもの。</li> <li>・本店以外に営業所がない場合には、①～③の提出は不要。</li> <li>・営業所がある場合（受任先がない場合を含む。）は、①及び②の提出が必要。</li> <li>・受任先がある場合は、①～③の提出が必要。</li> </ul> <p><b>※建設業許可申請時以降に②又は③の情報が変更されている場合は、変更届出書の該当箇所の写しも提出してください。</b></p>
4	△	△	△	社会保険への加入が確認できる書類	<p>11で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p><b>※「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</b></p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
5	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	<p>1 1で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、雇用保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p><b>※「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</b></p>
6	△	△	△	委任状	<p>・建設業の許可を受けている営業所に次の事項を委任する場合に提出してください。</p> <p>1 委任事項  (1) 見積及び入札に関する一切の事項  (2) 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限  (3) 代金の請求及び受領に関する一切の権限  (4) 契約保証に関する一切の権限  (5) その他契約に関する一切の権限  (6) 前各号に関する復代理人の選任に関する一切の権限</p> <p>2 委任期間  本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中</p>
7	×	△	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可）	<p>※前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。  ※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。</p> <p>この証明書の交付に係るお問合せ先  財政局納税課検収証明係・市役所 2階 16番窓口（TEL087-839-2222）</p> <p><b>※審査基準日(令和元年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限りません。</b></p>
8	×	×	×	<p>①法人の場合  法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可）</p> <p>②個人の場合  所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し可）</p>	不要

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
9	×	△	△	<p>個人住民税の特別徴収実施確認書（写し可）</p> <p>（本店が存在する香川県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。その市町に居住する役員又は従業員がいない場合は、役員及び従業員が最も多く居住する香川県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。なお、準市内企業等や個人事業主の方は、入札参加資格告示2～3ページの（6）ア・イ及び中間年追加申請告示3～4ページの（ウ）を御参照ください。）</p>	<p>・入札参加資格審査申請時点で、特別徴収をしていない事業者の方は、財政局市民税課市民税第二係・市役所2階15番窓口（TEL:087-839-2233）に御相談ください。</p> <p>・香川県外に本店を有する者の香川県内の営業所に、香川県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、当該香川県内居住地の市町税務窓口に御相談ください。</p> <p>※前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。</p> <p><b>※審査基準日(令和元年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b></p>
10	△	△	△	①法人の場合 営業証明書（写し可）	<p>※前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。</p> <p>※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。</p> <p>営業証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）</p> <p><b>※令和元年9月1日以降に発行されたものに限ります。</b></p>
	×	×	×	②個人の場合 住民票（写し可） （住民票の住所が高松市内である場合に限る。）	不要
11	○	○	○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	<p>・左記の通知書が申請時に間に合わない場合、許可行政庁等の審査済印のある、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高、技術職員名簿、その他の審査項目（社会性等）及び経営状況分析結果通知書の各写しを提出し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が交付され次第、直ちに追加提出してください。この場合において、令和元年12月31日までに下記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を令和2年1月31日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。</p> <p><b>※審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間のもの（この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの）を提出してください。</b></p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
12	×	△	×	技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）の写し	※前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ※市内企業については、「決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類」として提出が必要です。
13	×	×	×	貸借対照表（様式第15号、個人事業者は様式第18号）の写し	不要
14	△	△	×	営業所の写真	・高松市内の営業所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し提出してください。 ※前回の入札参加資格申請時に提出している場合は不要。 ※令和元年9月1日以降に撮影されたものに限りません。
15	△	△	△	使用印鑑届	追加しようとする業種の営業所（本店を含む。）について使用印鑑届を出している場合は不要。